

1-5. 那覇市議会委員会条例 (解説付)

昭和 47 年 5 月 15 日
条 例 第 83 号

改正	昭和 48 年 8 月 10 日 条例第 34 号	平成 15 年 3 月 28 日 条例第 18 号
	昭和 49 年 7 月 1 日 条例第 36 号	平成 17 年 3 月 30 日 条例第 22 号
	昭和 49 年 9 月 14 日 条例第 39 号	平成 19 年 3 月 30 日 条例第 17 号
	昭和 50 年 7 月 11 日 条例第 40 号	平成 20 年 3 月 28 日 条例第 21 号
	昭和 52 年 7 月 1 日 条例第 27 号	平成 21 年 7 月 1 日 条例第 22 号
	昭和 54 年 4 月 11 日 条例第 26 号	平成 24 年 12 月 28 日 条例第 79 号
	昭和 54 年 12 月 26 日 条例第 47 号	平成 25 年 3 月 29 日 条例第 31 号
	昭和 55 年 4 月 1 日 条例第 17 号	平成 26 年 3 月 27 日 条例第 3 号
	昭和 59 年 4 月 11 日 条例第 13 号	平成 27 年 3 月 24 日 条例第 7 号
	昭和 60 年 6 月 21 日 条例第 17 号	平成 28 年 12 月 12 日 条例第 46 号
	昭和 63 年 4 月 1 日 条例第 11 号	平成 30 年 3 月 26 日 条例第 7 号
	平成 3 年 8 月 12 日 条例第 20 号	平成 30 年 8 月 10 日 条例第 50 号
	平成 5 年 8 月 10 日 条例第 24 号	令和 元年 7 月 4 日 条例第 5 号
	平成 5 年 8 月 11 日 条例第 26 号	令和 5 年 2 月 9 日 条例第 3 号
	平成 10 年 4 月 1 日 条例第 15 号	令和 5 年 7 月 14 日 条例第 31 号
	平成 11 年 4 月 1 日 条例第 21 号	令和 6 年 3 月 22 日 条例第 20 号
	平成 12 年 3 月 31 日 条例第 36 号	令和 7 年 3 月 26 日 条例第 20 号
	平成 13 年 3 月 30 日 条例第 14 号	

那覇市議会委員会条例(1969 年那覇市条例第 7 号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

【参照条文】

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)(以下「法」という。)

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③～⑨ 〔略〕

《行政実例》

1 常任委員会は、法第 109 条第 5 項(閉会中継続審査・現在は第 8 項)の規定による以外は、議会閉会中は一切その活動を停止する。閉会中の事実上の自主的会合、審議は差し支えないが、この場合においては、法律上の効果を伴わず、費用弁償の支給はできない。(昭 25.5.12)

2 常任委員会の所管事務の調査については、議会の議決を必要とせず、審査については、議会の議決により議案、陳情等が委員会の審査に付議されれば、当然に審査しうる。(昭 26.10.10)

(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務 常任委員会	10 人	総務部、企画財務部、出納室、消防局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
都市建設環境 常任委員会	10 人	環境部、都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項
教育福祉 常任委員会	10 人	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項
厚生経済 常任委員会	10 人	市民文化部、経済観光部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算 常任委員会	40 人	予算及び決算に関する事項

- 2 議員は、前項の表に規定する予算決算常任委員会の委員になり、及びその他の常任委員会のいずれかの委員になるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、常任委員会の委員を辞退し、又は辞任することができる。
- 4 前項の規定により議長が常任委員会の委員とならない場合における当該常

任委員会の委員の定数は、第 1 項の表の定数から 1 人を減じた人数とする。

【参照条文】

〔議長の委員会への出席〕

法第 105 条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③～⑧ 〔略〕

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他 委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(所管事務等の調査)

第 105 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 〔略〕

《行政実例》

1 一つの条例を各委員会に分割付託することはできず、二以上の委員会の所管にまたがるときは、事案の性格により一つの委員会に付託し、関係委員会と協議して連合審査会を開くか、特別委員会を設けこれに付託する方法によるべきである。(昭 28.4.6)

2 予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきものではない。(昭 29.9.3)

〈判例〉

1 委員会の名称、所管事項の一部変更に伴い委員会定数が改正された場合、新旧委員会の同一性を失うので委員を改選しなければならない。(福岡地裁昭 29.10.25)

(常任委員会の委員の任期)

第 3 条 常任委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔行政実例〕

1 条例に規定すれば、委員の任期満了前でも委員改選のための手続きを行うことができる。(昭 48.9.25)

(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期)

第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、14 人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

【参照条文】

- 〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕
法第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
- ② 〔略〕
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④～⑧ 〔略〕
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算)

第5条 常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置、委員定数及び任期)

第6条 特別委員会は、必要に応じて議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員会の委員は、当該特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

【参照条文】

- 〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕
法第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
- ②～③ 〔略〕
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤～⑧ 〔略〕
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

《行政実例》

- 1 法第98条第1項及び同法第100条第1項の職務を行うための常設の特別委員会の設置はできない。(昭26.9.10)
- 2 議会において審議されていない事件についても、議会の議決により付議された特定の事件については、特別委員会を設置できると解する。(昭26.10.10)
- 3 議会の議決によって調査の終了するまで、存続するものと決定された特別委員会でも、議員の任期が満了した場合は、自然消滅する。(昭34.3.17)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

《行政実例》

- 1 懲罰特別委員会(資格審査特別委員会)について、条例によって自動設置することを規定したとしても、事件の付託は本会議の議決を要する。(昭43.1.12)

(委員の選任)

第8条 委員の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員会(予算決算常任委員会を除く。)の委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した委員の任期は、第3条第2項の例による。

《行政実例》

- 1 開会中においても、条例で定めるところにより、委員の選任を議長の指名により行い、また、その辞任・所属の変更を議長の許可によって行うことも差し支えない。(平18.6.7)

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

《行政実例》

- 1 委員会で互選された委員長と副委員長は、正当な理由があれば委員長、副委員長の職を辞退することができる。(昭27.11.15)
- 2 閉会中の委員会において特定事件の審査がなく、ただ正副委員長の選任を行うためだけの議決をすることはできない。(昭28.11.5)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

- 第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。
- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

《行政実例》

- 1 委員長が辞任を申し出、委員会が許可しないで保留している場合、辞職の申し出をしたことのみをもって委員長に事故があるものということとはできない。
(昭 25. 5. 12)

(委員長、副委員長の辞任)

- 第 13 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

《行政実例》

- 1 法第 109 条第 5 項(現行では第 8 項)の規定による閉会中の審査中であれば、議会の閉会中であっても許可することができる。(昭 32. 7. 10)

(議会運営委員会及び特別委員会の委員の辞任)

- 第 14 条 議会運営委員会及び特別委員会の委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

《行政実例》

- 1 特別委員会の委員の辞任については、議会の許可にかからしめる必要はない。
(昭 48. 9. 25)

(招集)

- 第 15 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(議長への通知)

- 第 90 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

《行政実例》

- 1 法第 109 条第 5 項(現行では第 8 項)の規定による以外、議会閉会中は常任委員会の招集はできない。(昭 32. 10. 8)

(委員会の開会方法の特例)

- 第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第 20 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条第1項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

【参照条文】

〔定足数〕

法第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第117条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

【参照条文】

〔表決〕

法第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

《行政実例》

- 1 特別議決を要する議案が委員会に付議された場合においても、会議規則に特別の定めがない限り、委員会の議決は過半数でよい。(昭 25.6.8)

(委員長及び委員の除斥)

- 第 18 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
- 2 前項の委員長又は委員が、第 15 条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

【参照条文】

〔本会議における議長及び議員の除斥〕

法第 117 条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

《行政実例》

- 1 議員が代表者になっている株式会社の行為が陳情の対象となっている場合、その事項が一般的、抽象的に指摘されている事項であっても、諸般の状況よりして当該事項の内容が客観的に明確に認定される場合においては、委員会の会議の議題となったときは除斥を要する。(昭 31.10.31)
- 2 私立保育園全部に対する市費助成方の請願の審議に当たっては、私立保育園の経営者たる議員は、当該請願が委員会の会議の議題となったときは除斥を要する。(昭 37.4.2)
- 3 PTA に対する補助金交付の請願書が提出された場合に PTA 会長の職にある議員は、法第 117 条により除斥の対象となる。(昭 38.12.25)
- 4 市が開発公社から土地を買収する場合、当該土地取得に係る議案の審議に際して、当該公社の理事及び監事の職にある議員は、除斥の対象となる。(昭 45.11.20)
- 5 条例の制定改廃が、一般的・普遍的性格を有するものであれば、それらを審議する過程においては、除斥の問題は生じない。(昭 53.7.26)

(委員会の公開等)

- 第 19 条 委員会は、原則として公開する。ただし、委員長は傍聴人数の制限その他必要な制限をすることができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

【参照条文】

〔議事の公開の原則及び秘密会〕

法第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

【参照条文】

〔議事の公開の原則及び秘密会〕

法第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

《行政実例》

1 懲罰事犯については、会議規則中に「秘密会の議決を漏らしてはならない。」と規定している場合、閉会中に議員が市会報告演説会等において秘密会の議事を漏らしたとき、懲罰事犯はその会期中に処理するというにかかわらず秘密会の秘密性の継続する限り、次の会期において懲罰を科することができる。また、会議規則は「会議その他の手続及び内部の規律に関する規則」であるが、議場外であっても議事を外部に漏らす行為に対しては、懲罰を科することはできるものと解する。(昭 25. 3. 18)

2 会議規則に「委員会の秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」と規定されている場合でも、当該議事を当該委員会の委員でない議員に漏らしても差し支えないと解するが、当該議員が知り得た秘密会の議事を他に漏らした場合には秘密漏えいとなる。(昭 47. 6. 26)

(出席説明の要求)

第 21 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

【参照条文】

〔長及び委員長等の出席義務〕

法第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 第102条の2第1項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

《行政実例》

1 法第121条の規定による嘱託の範囲は、当該地方公共団体の職員に限ると解され、当該地方公共団体の職員以外の者には及ばない。(昭33.3.31)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において法、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)、この条例若しくは那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の規定の趣旨に反し、又は委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

【参照条文】

〔議場の秩序維持〕～規則違反等のある議員に対する措置～

法第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

【参照条文】

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第 109 条 〔略〕

②～④ 〔略〕

⑤ 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。

⑥～⑨ 〔略〕

〔公聴会及び参考人〕

法第 115 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第 5 条の 2 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3～5 〔略〕

6 市町村の議会は、第 2 項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7～8 〔略〕

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

2～5 〔略〕

6 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

7～12 〔略〕

《行政実例》

1 公聴会の開催方法は条例中に規定すべきである。また、公聴会はその本旨にかんがみ、非公開とすることはできない。(昭 22.8.8)

(意見を述べようとする者の申出)

第 24 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条第1項において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

- 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

【参照条文】

〔公聴会及び参考人〕

法第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 〔略〕

〔実費弁償〕

法第207条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第74条の3第3項及び第100条第1項後段(第287条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、第199条第8項の規定により出頭した関係人、第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。ただし、本市職員がその職務に関係して証人等となった場合には、支給しない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条に規定する出頭又は参加をした者

(2)～(6) 〔略〕

(公述人の発言)

- 第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 27 条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。

(参考人)

第 29 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。
- 4 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

【参照条文】

〔公聴会及び参考人〕

法第 115 条の 2 〔略〕

- ② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

〔実費弁償〕

法第 207 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第 74 条の 3 第 3 項及び第 100 条第 1 項後段(第 287 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第 115 条の 2 第 2 項(第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、第 199 条第 8 項の規定により出頭した関係人、第 251 条の 2 第 9 項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第 115 条の 2 第 1 項(第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。
ただし、本市職員がその職務に関係して証人等となった場合には、支給しない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条に規定する出頭又は参加をした者
(2)～(6) [略]

《行政実例》

1 法第109条第6項(現行法では、第115条の2第2項)の規定により、参考人として出頭を求められた者は、職務上の守秘義務があること、業者が多忙であって求められた時に出頭できないことなどの場合には出頭しないこともあり得るものであり、これに対して特段の制裁措置は設けられていないものであること。(平3.4.2)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては会議規則の定めるところによる。

付 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

付 則(昭和48年8月10日条例第34号)～

付 則(平成5年8月11日条例第26号) [略]

付 則(平成10年4月1日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する総務委員会、建設委員会、教育福祉委員会及び厚生経済委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する総務委員会、建設委員会、教育福祉委員会及び厚生経済委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員となるものとし、それぞれの改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
(常任委員会の継続審査事件に関する経過規定)
- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成 10 年(1998 年)3 月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成 11 年 4 月 1 日条例第 21 号)～

付 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 18 号) [略]

付 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する厚生経済委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する厚生経済委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
(厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定)
- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成 17 年(2005 年)2 月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(教育福祉委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する教育福祉委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する教育福祉委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
(教育福祉委員会の継続審査事件に関する経過規定)
- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成 19 年(2007 年)2 月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日条例第 21 号)
(施行期日)

- 1 この条例中第 2 条第 1 号の改正規定は平成 20 年 4 月 1 日から、第 2 条第 4 号の改正規定は地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。
(総務委員会及び厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する総務委員会及び厚生経済委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する総務委員会及び厚生経済委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
(総務委員会及び厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定)
- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成 20 年(2008 年)2 月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成 21 年 7 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、次の一般選挙により選出された那覇市議会議員の任期の起算日から施行する。

付 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 79 号)

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 25 年 2 月 1 日から、第 2 条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の那覇市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第 2 条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ第 1 条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)に、第 1 条の規定による改正後の那覇市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、それぞれ、施行日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

建設委員会	建設常任委員会
教育福祉委員会	教育福祉常任委員会
厚生経済委員会	厚生経済常任委員会

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

- 3 第 1 条の規定の施行の際現に改正前の条例第 2 条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第 2 条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 31 号)～

付 則(平成 26 年 3 月 27 日条例第 3 号) [略]

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の那覇市議会委員会条例は適用せず、第 1 条の規定による改正前の那覇市

報酬及び費用弁償等に関する条例及び第 2 条の規定による改正前の那覇市議会委員会条例は、なおその効力を有する。

付 則(平成 28 年 12 月 12 日条例第 46 号)～

付 則(平成 30 年 3 月 26 日条例第 7 号) [略]

付 則(平成 30 年 8 月 10 日条例第 50 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 8 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条第 1 項の建設常任委員会又は厚生経済常任委員会(以下「改正前の常任委員会」という。)の委員長、副委員長又は委員(以下「委員等」という。)である者は、改正後の同項の建設常任委員会又は厚生経済常任委員会(以下「改正後の常任委員会」という。)の委員等となるものとし、改正後の常任委員会の委員等の任期は、改正前の常任委員会の委員等の残任期間に相当する期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の常任委員会において閉会中の継続審査に付されている事件は、改正後の第 2 条第 1 項の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会の継続審査に付されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条第 1 項の厚生経済常任委員会に付託されている事件(前項に規定するものを除く。)は、改正後の同条例第 2 条第 1 項の厚生経済常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(令和元年 7 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、令和元年 8 月 19 日から施行する。

付 則(令和 5 年 2 月 9 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 14 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 7 年 3 月 26 日条例第 20 号)
この条例は、公布の日から施行する。

[改正履歴]

○ 昭和 48 年 8 月 10 日 議決(昭和 48 年条例第 34 号・8 月 10 日施行)

沖縄の本土復帰に伴う地方自治法の適用により、昭和 48 年 7 月 29 日執行の市議選挙から、議員定数が 30 人から 44 人に増員となったため、常任委員会の定数の適正配置と、その所管事務の配分を均衡にするため、委員会条例第 2 条の「3 常任委員会」を「4 常任委員会」に改め、「経済民政教育委員会」を「経済民生委員会」と「保健文教委員会」にそれぞれ名称を改め、建設委員会の所管事項の「港湾部」を経済民生委員会に、「水道局」を保健文教委員会に移管し、また、常任委員会の定数 10 人を 11 人とするのが主な改正の内容であった。

○ 昭和 49 年 6 月 19 日 議決(昭和 49 年条例第 36 号・7 月 1 日施行)

- (1) 委員会条例第 3 条(常任委員の任期)第 2 項が(昭和 48 年 9 月 25 日付けの行政実例に基づき)追加され、常任委員の任期満了の日前 30 日以内に改選できるようになった。それに伴い、委員会条例第 3 条の 2(現在なし)が追加され、改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の翌日から起算されることになった。
- (2) 委員会条例第 12 条(特別委員の辞任・現行第 14 条)について、辞任の手続きは行政実例に基づき、「議会の許可」から「議長の許可」に改正された。
- (3) 委員会条例第 19 条(出席説明の要求・現行第 21 条)の中に、「農業委員会の会長」が追加された。

○ 昭和 49 年 9 月 14 日 議決(昭和 49 年条例第 39 号・9 月 17 日施行)

那覇市救急診療所が設置されたため、委員会条例第 2 条(常任委員会の所管等)の保健文教委員会の所管に「救急診療所」が追加された。

○ 昭和 50 年 6 月 27 日 議決(昭和 50 年条例第 40 号・8 月 1 日施行)

組織機構の改正に伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会の所管に「市民部」が追加され、経済民生委員会の所管の「福祉事務所」が「福祉部」に名称変

更された。

○ 昭和 52 年 6 月 20 日 議決(昭和 52 年条例第 27 号・7 月 1 日施行)

モノレール建設準備室及び市立病院建設準備室の設置に伴い、委員会条例第 2 条の建設委員会の所管に「モノレール建設準備室」が追加され、保健文教委員会の所管に「市立病院建設準備室」が追加された。

また、「議会事務局」が総務委員会の所管に追加された。

○ 昭和 54 年 3 月 26 日 議決(昭和 54 年条例第 26 号・5 月 1 日施行)

組織の機構改革に伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会の所管の「財務部」が「税務部」に名称変更され、経済民生委員会の所管に「福祉事務所」が追加された。

○ 昭和 54 年 12 月 24 日 議決(昭和 54 年条例第 47 号・昭和 55 年 1 月 1 日施行)

建設中の市立病院が、昭和 55 年 5 月 1 日に診療開始予定のため、その組織スタートに合わせて、委員会条例第 2 条の保健文教委員会所管の「市立病院建設準備室」が「市立病院」に名称変更された。

○ 昭和 55 年 3 月 27 日 議決(昭和 55 年条例第 17 号・4 月 1 日施行)

組織の機構改革に伴い都市計画部が新設されたため、委員会条例第 2 条の建設委員会の所管に「都市計画部」が追加された。なお、「モノレール建設準備室」は、名称を変更(都市交通対策室)して、都市計画部の中に組織されたため削除された。

また、経済民生委員会の所管の「福祉事務所」が削除された。

○ 昭和 59 年 3 月 28 日 議決(昭和 59 年条例第 13 号・4 月 11 日施行)

第 42 回国民体育大会の開催に向けて、その対策並びに事業執行のため、市長事務部局の中に「国体事務局」が新設された。それに伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会の所管に追加された。

○ 昭和 60 年 6 月 10 日 議決(昭和 60 年条例第 17 号・8 月 4 日施行)

昭和 48 年 8 月に、3 つから 4 つの常任委員会となったが、この間における市長事務部局の機構改革、又は行政ニーズによる部、課等の増設により、4 常任委員会の付託事件の議案、陳情等の件数、あるいは審査時間等に大きな不

均衡が生じていた。この不均衡を是正するため、来る 7 月の改選を機に、委員会の名称及び所管事項の見直しが行われた。

なお、主な改正内容は、委員会条例第 2 条の「経済民生委員会」と「保健文教委員会」が、「教育福祉委員会」と「厚生経済委員会」に名称変更され、それに伴う所管先の変更等であった。

○ 昭和 63 年 3 月 25 日 議決(昭和 63 年条例第 11 号・4 月 1 日施行)

第 42 回国民体育大会の終了により、市長事務部局の中の「国体事務局」が廃止された。それに伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会所管の「国体事務局」が削除された。

○ 平成 3 年 7 月 24 日 議決(平成 3 年条例第 20 号・8 月 12 日施行)

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、従来、任意の委員会であった議会運営委員会が、同法(第 109 条の 2 の追加)に基づき、条例で置くことができるようになった。それに伴い、委員会条例第 4 条(議会運営委員会の設置)が追加された。なお、定数は 12 人。
- (2) 参考人制度が創設(同法第 109 条第 5 項の追加)されたことにより、常任委員会と特別委員会、さらに議会運営委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるようになった。それに伴い、委員会条例第 29 条(参考人)が追加され、それまで会議規則に規定されていた、公聴会における公述人の決定・発言及び委員と公述人の発言に関する条文については、委員会条例に移行して規定(同条例第 25 条～第 28 条)された。
- (3) (1) 及び (2) の改正に併せて、委員会条例における関係規定が大幅に整備され、また、その他法令における表記の基準が改正されたことに伴い、それに併せ、同条例における字句等の表記も大幅に整備された。

○ 平成 5 年 7 月 26 日 議決(平成 5 年条例第 24 号・8 月 10 日施行)

組織の名称変更に伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会所管の「会計課」が「出納室」に名称変更された。

○ 平成 5 年 8 月 11 日 議決(平成 5 年条例第 26 号・8 月 11 日施行)

議会運営委員会における各会派からの委員の選出方法について、委員定数の見直しが行われた結果、委員会条例第 4 条第 2 項中、定数「12 人」が「13 人」に改正され、議会運営委員の定数が 1 人増員された。

○ 平成 10 年 3 月 30 日 議決(平成 10 年条例第 15 号・4 月 1 日施行)

平成 10 年度からの組織機構改正による部の統廃合等に伴い、これまでの 13 部 1 局が 11 部に再編成されたため、従来の市民部、経済部、福祉部、保健衛生部、建設部、港湾部が、統廃合により「市民環境部」、そして経済部と文化局を統合した「経済文化部」、「福祉保健部」、「建設港湾部」という新しい部の名称、事務の内容等に改正された。

それに伴い、従来の所管事務の状況や各常任委員会のバランス等も考慮に入れた所管部署の見直しが行われた。

○ 平成 11 年 3 月 25 日 議決(平成 11 年条例第 21 号・4 月 1 日施行)

平成 11 年度からの組織改正に伴い、「救急診療所」を「市立病院」に統合し、救急業務の一元化が行われた。それに伴い、委員会条例第 2 条の厚生経済委員会所管の「救急診療所」が削除された。

○ 平成 12 年 3 月 24 日 議決(平成 12 年条例第 36 号・4 月 1 日施行)

(1) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い地方自治法の一部が改正され、同法第 121 条に関する規定の改正・整備との関連で、条例に基づく委員会等に該当するものがないため、委員会条例第 21 条(出席説明の要求)中、「法令又は条例」が「法律」に改正された。

(2) 平成 12 年度からの組織改正に伴い、委員会条例第 2 条の教育福祉委員会所管の「福祉保健部」が「健康福祉部」に名称変更された。

○ 平成 13 年 3 月 23 日 議決(平成 13 年条例第 14 号・4 月 1 日施行)

平成 13 年度からの組織改正に伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会の所管に新たな部「経営管理局」が追加され、厚生経済委員会所管の「市民環境部」と「経済文化部」が、「市民文化部」と「経済環境部」にそれぞれ名称変更された。

○ 平成 15 年 3 月 24 日 議決(平成 15 年条例第 18 号・4 月 1 日施行)

平成 15 年度からの組織改正に伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会所管の「経営管理局」と「企画部」が「経営企画部」に、「税務部」が「財務部」に、建設委員会所管の「建設港湾部」と「土木部」が「建設管理部」に、厚生経済委員会所管の「経済環境部」が「経済観光部」と「環境部」に、それぞれ名称変更された。

○ 平成 17 年 3 月 24 日 議決(平成 17 年条例第 22 号・4 月 1 日施行)

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、委員会条例第 2 条の厚生経済委員会所管の「水道局」が「上下水道局」に名称変更された。

○ 平成 19 年 3 月 20 日 議決(平成 19 年条例第 17 号・4 月 1 日施行)

地方自治法が一部改正され、委員会制度や会議録作成等、議会制度について見直しが行われ、委員会の委員は、開会中・閉会中を問わず議長の指名により選任でき、委員会としても議案を提出できるようになり、会議録の電磁的記録も可能とされた。また、平成 19 年度からの組織改正で、健康福祉部の「こどもみらい局」が「こどもみらい部」に格上げされたことに伴い、委員会条例第 2 条の教育福祉委員会所管に「こどもみらい部」が追加された。

○ 平成 20 年 3 月 18 日 議決(平成 20 年条例第 21 号・4 月 1 日施行)

平成 20 年度からの組織改正に伴い、委員会条例第 2 条の総務委員会所管の「経営企画部」と「財務部」が「企画財務部」に名称変更された。

また、平成 20 年 4 月から厚生経済委員会所管の「市立病院」が地方独立行政法人への移行に伴い、「市立病院」が除かれた。

○ 平成 21 年 6 月 19 日 議決(平成 21 年条例第 22 号・8 月 4 日施行)

平成 18 年 6 月 1 日に公布された、那覇市議会議員定数条例の一部を改正する条例が、平成 21 年 7 月 5 日実施の那覇市議会議員選挙から施行され、議員定数が 44 人から 40 人に変更となることに伴い、委員会条例第 2 条の各常任委員会の定数が 11 人から 10 人に変更された。

○ 平成 24 年 12 月 21 日 議決(平成 24 年条例第 79 号・平成 25 年 2 月 1 日施行)

地方自治法の一部改正及び那覇市議会基本条例の制定に伴い、主に以下の事項について、必要な改正を行った。

- (1) 新たに予算決算常任委員会を設置するため、同委員会に関する規定を第 2 条第 1 項に追加した。
- (2) 従来の各常任委員会における所管事項のバランス等を見直し、厚生経済常任委員会所管の「上下水道局」を建設常任委員会へ、また、教育福祉常

任委員会所管の「健康福祉部」から「健康保険局」を除き、同「健康保険局」を厚生経済常任委員会へ所管の変更を行った。

- (3) 委員会の公開について、これまで委員長の許可による制限公開であったものを原則公開とするため、委員会条例第 19 条第 1 項を改正した。

○ 平成 25 年 3 月 26 日議決(平成 25 年条例第 31 号・4 月 1 日施行)

平成 25 年度からの組織機構再編により、現行の「健康福祉部」が「健康部」と「福祉部」に再編された。それに伴い、委員会条例第 2 条第 1 項の表中、教育福祉常任委員会所管の「健康福祉部(健康保険局を除く。)」を「福祉部」に、また、厚生経済常任委員会所管の「健康保険局」を「健康部」に、それぞれ改正した。

○ 平成 28 年 12 月 9 日議決(平成 28 年条例第 46 号・12 月 12 日施行)

平成 24 年の地方自治法改正により「議員は、少なくとも一の常任委員となる」とする規定が削除され、議長の常任委員への就任については条例に委ねられることとなっていた。議長が常任委員に就任しないことを可能とするため、第 2 条に新たに第 3 項の規定を加え、同条第 2 項の字句を整理した。

○ 平成 30 年 3 月 19 日議決(平成 30 年条例第 7 号・4 月 1 日施行)

平成 30 年度の組織機構改正として、都市計画部及び建設管理部について、部の名称及び事務分掌が変更された。それに伴い、委員会条例第 2 条第 1 項の表中、建設常任委員会所管の「都市計画部、建設管理部」を「都市みらい部、まちなみ共創部」に改正した。

○ 平成 30 年 8 月 10 日議決(平成 30 年条例第 50 号・8 月 13 日施行)

議会内部で委員会の所管見直しを行い、厚生経済常任委員会の所管事項のうち、「環境部」を、建設常任委員会の所管事項に改めた。

○ 令和元年 7 月 1 日 議決(令和元年条例第 5 号・8 月 19 日施行)

委員会の設置根拠を那覇市議会基本条例から那覇市議会委員会条例に移し、建設常任委員会の名称を都市建設環境常任委員会に改め、及び那覇市議会委員会条例の字句を整理した。

○ 令和 5 年 2 月 8 日 議決(令和 5 年条例第 3 号・2 月 9 日施行)

議会運営委員会の委員の定数を 13 人から 14 人に改めた。

○ 令和 5 年 7 月 5 日 議決(令和 5 年条例第 31 号・7 月 14 日施行)

那覇市議会において、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延や災害等の発生により、開催場所への参集が困難であることを委員長が認めた場合に、オンライン開催を可能とすること、開催に当たりオンライン出席を希望する場合は委員長に届け出ること等、必要な改正を行った。

その他、オンライン開催においても想定される、委員長及び委員の除斥や、執行機関、公述人、代理人、参考人のオンライン出席に関する取扱い等についても定めた。

○ 令和 6 年 3 月 15 日 議決(令和 6 年条例第 20 号・3 月 22 日施行)

本会議や委員会における発言に関する秩序保持について明確化を図る観点から第 22 条(秩序保持に関する措置)において、これまでの会議規則及び委員会条例に加え、那覇市議会基本条例及び那覇市議会議員政治倫理条例の規定の趣旨に反し、委員会の秩序を乱す委員がいる場合においても、委員長は発言を制止し、又は取り消させることが出来るよう定めた。

○ 令和 7 年 3 月 18 日 議決(令和 7 年条例第 20 号・3 月 26 日施行)

「育児、介護その他のやむを得ない事由」においても、オンラインによる委員会を開会できるようにするほか、字句を整備する改正を行った。